様式第4号（第9条関係）

村 営 住 宅 移 転 契 約 書

　村営（団地名）建替事業の実施に伴い国頭村長　　　　　　（以下「甲」という。）と村営住宅入居者　　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（移転）

第1条　乙は、末尾記載の旧住宅（仮住宅）から自己の所有する物件を除去し、平成　　年　　月　　日までに移転しなければならない。

２　乙は、前項により移転したときは、移転を完了した日から起算して5日以内に甲に対し、移転完了届を提出しなければならない。

（移転料の支払い）

第2条　甲は、乙から前項の移転完了届を受理したときは、遅滞なく確認を行った後、移転料　　　　　円を乙の請求書を受理した30日以内に支払うものとする。

２　前項の規定に関わらず、移転対象者の申し出により村長が必要と認めるときは移転対象者が移転を完了する前において移転料の2分の1内の額を前払いすることができる。

３　乙は、前項の移転料以外にこの移転に伴い生ずる損失について一切金額を請求できない。

４　乙の引越しごみ等の不適切な処理の事実が確認されれば、移転料（前払金支払済の時は、その残金）の支払いを是正までの間停止することができる。

（権利の放棄）

第3条　乙は、第1条第1項に規定する期日までに自己の所有する物件を除去しないときは、その所有権及び移転料（前払金支払済の時は、その残金）を放棄したものとみなし、甲は、乙に代わって当該物件を除去することができる。

（遵守義務）

第4条　甲及び乙は、公営住宅法の趣旨にのっとり真義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（契約に関する紛争等の解決）

第5条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、甲乙協議して定める。

　この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

甲　国頭村字辺土名121番地

　　国頭村長　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印